No. 5

令和8年11月20日

質　問　回　答　書

このことについて下記のとおり回答いたします。
尚、回答した内容は、入札説明書及び設計図書の追加又は、修正とみなします。

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市長　　橋爪　政吉

工　　事　　名　令和8･9･10年度 志摩市防災行政無線機器更新工事
工　事　場　所　志摩市
工 事 履 行 期 限　市議会議決の日　から　令和11年3月14日　まで

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
1	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節　その他指定事項 3. システム切替時の留意事項 及び 発注仕様書（別紙1）	第2節「その他指定事項」3.システム切替時の留意事項に記載されているアナログ戸別受信機の継続利用について、既設製造業者以外が本仕様を満たすためには、アナログ再送信子局の改修もしくは更新が必須となります。 アナログ再送信子局（142局）の改修もしくは更新を踏まえた入札積算をする必要があるため、既設設備の以下の詳細な仕様及び設定内容を開示願います。 ■既設のアルインコ製機器の詳細仕様書 ・メッセージBOX（XEMB60） ・送信ユニット（XEBT60）の機器仕様書 ■接続に関する技術資料及び設定事項 ・接点制御信号に関する情報 ・戸別受信機設定内容、MSKデジタルセレコール情報及び光センサに関する資料	アナログ再送信子局に係る各装置の仕様書等の開示が必要な場合は受注者に開示します。 なお、発注仕様書（別紙1）P2で示している構成図は一例であり、施工方法を指定するものではありません。 工事工程の工夫（アナログ再送信子局は令和10年4月以降に順次撤去する等）による対応を認めます。

令和8年11月20日

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
2	発注仕様書P14 第3章 必要機能 第7節 屋外拡声子局設備 7.既設空中線柱延命処理 ①YCK工法、ウルトラパッチ等 及び 工事費積算参考資料 P8 既設空中線柱延命処理	工事積算参考資料『既設空中線柱延命処理　1式』で計上されている内容の詳細をご教示ください。 発注仕様書『①工法:YCK工法・ウルトラパッチ等』の記載がございますが、地際部の斫りの要否(規模)などにより、実行価格に差異が生じると考えられます。参考数量をご教示いただけますと幸いです。また、開示不可の場合、現地状況に応じて、設計変更の協議"可否"についてもご教示いただけますと幸いです。	既設空中線柱延命処理は、機器費において計上しており、数量は24箇所です。(08_工事費積算参考資料 P53をご確認ください)
3	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節　その他指定事項 3. システム切替時の留意事項 及び 発注仕様書(別紙1)	第2節 その他指定事項　3.システム切替時の留意事項 及び 別紙 1 アナログ再送信の接続方法 アナログ戸別受信機向けアナログ再送信子局を新規に設置する屋外拡声子局との連携を示されていますが、既設製造業者のみが知り得る仕様であり、対応が困難と考えております。また、この改修・調整等の費用は、本工事設計書に含まれておりますでしょうか。 つきましては、調達の公平性の観点から、新規屋外拡声子局の更新に合わせて、既設再送信子局を順次撤去する手順へと仕様変更をお願いします。	アナログ再送信子局に係る各装置の仕様書等の開示が必要な場合は受注者に開示します。 なお、発注仕様書(別紙1)P2で示している構成図は一例であり、施工方法を指定するものではありません。 工事工程の工夫(アナログ再送信子局は令和10年4月以降に順次撤去する等)による対応を認めます。
4	熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書[令和8年4月版]	当初設計(予定価格の積算)においては未補正との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No. 5

令和8年11月20日

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
5	発注仕様書P4 第1章　総則 第14節 その他 4項	4項にて『受注者は、設備説明用簡易パンフレットを作成（約300部程度を想定）』との記述がありますが、こちらに要する費用については別途精算との理解でよろしいでしょうか。	工事費に含むものとし、別途精算は行いません。
6	工事費積算参考資料　P1	諸経費情報において、週休2日制の補正は『しない』とされておりますが、これは 労務単価、共通仮設費率、現場管理費率 のいずれも対象との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7	発注仕様書P5 第2章 指定事項 第1節 機器等に関する指定事項 3.温湿度条件 ①親局設備	第1節「機器等に関する指定事項」3.温湿度条件①親局設備について、対応湿度条件を80%までと緩和願います。また、市販標準品OA機器（自動通信記録装置用プリンタ等）はカタログ記載の湿度条件とさせてください。 実際の設置環境（市役所等の屋内）で湿度80%を超えることは想定できず、当社納入している全国数多くの自治体様において、防災行政無線設備として必要な機能及び性能を十分に確保できております。	仕様書の通りとします。
8	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 3.システム切替時の留意事項	第2節「その他指定事項」3.「システム切替時の留意事項」に記載されているアナログ戸別受信機の継続運用について、本工事期間中も運用を継続するにあたり、既設の再送信子局との接続に必要な戸別受信機を新たに導入する必要があると認識しております。 つきましては、当該戸別受信機の数量は、第4章「使用機器一覧表」に記載されている概算数量に含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 アナログ再送信子局との連携用戸別受信機は1,000台に含むものとし、アナログ再送信子局との連携に戸別受信機を用いる場合、再送信機撤去後に市に返却することとします。
9	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 3.システム切替時の留意事項	第2節「その他指定事項」3.「システム切替時の留意事項」に記載されている「完全停止期間が発生しないように無停止で切り替えること」につきまして、親局設備等を更新する際に必ず機器の停止が発生いたします。つきましては、「運用影響を最小限に抑えて切り替えること」に変更をお願いします。	完全停止とは、長時間（24時間以上）の停止を意味しています。 運用に支障のない数時間程度の運用停止は認めます。 なお、運用を停止する日程・時間帯等については、受注後の協議事項とします。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
10	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 4.システム切替期間中の保守	第2節「その他指定事項」4.「システム切替期間中の保守」に記載されている「受注者の責務において流用設備を含む既設設備と今回更新する設備を一括して保守管理すること」とありますが、既設設備については設備仕様・運用情報・予備品管理等を既設保守事業者が保有していることから、切替期間中であっても他事業者が保守対応を実施するには制約が生じるものと考えます。また、切替期間中に既設設備で障害が発生した場合、既設設備と更新設備の責任区分が不明確となる懸念もあります。つきましては、本システムは迅速な保守対応の必要性があることから、切替期間中における既設設備の保守については既設保守事業者が実施し、本工事受注者は更新設備及び切替作業に係る範囲を担当するとの認識でよろしいでしょうか。	一括した保守管理とは、障害発生時の不具合箇所特定を指します。 特定の結果、既設設備の不具合であれば発注者にて対応を行い、新設設備に不具合があれば受注者にて対応を行うものとします。
11	発注仕様書P8 第3章 必要機能 第2節 親局設備 5.自動プログラム送出装置 ⑦	第2節「親局設備」5.「自動プログラム送出装置」⑦に記載されている「同じ時刻に放送登録があった場合は登録不可とし」とありますが、当社システムでは同一時刻の放送登録を禁止するのではなく、登録時に警告を表示し、運用者が登録可否を判断できる仕様としております。なお、同一時刻に複数の放送が登録された場合でも、放送が競合することなく、先行する放送終了後に次の放送を自動的に実施するため、放送漏れは発生いたしません。つきましては、本仕様についても同等機能を有するものとしてお認めいただけますでしょうか。	本仕様書で求める機能を満足していれば、同等品として認めます。
12	発注仕様書P10 第3章 必要機能 第3節 防災情報自動配信装置 5項	第3節「防災情報自動配信装置」5に「LINEへの配信はグループ毎に行えるもとのとし、」とありますが、LINEへグループごとに投稿するためには、LINEリッチメニュー提供事業者への連携方式確認が必要です。LINEリッチメニュー提供事業者及び問合せ先をご教示ください。	LINEリッチメニュー提供事業者については、令和8年度中の変更を予定しており現時点では未定です。
13	発注仕様書P10 第3章 必要機能 第4節 防災情報集約装置 6項	第4節「防災情報集約装置」について、防災情報集約装置は「オンプレミス型」と記載されていますが、防災情報自動配信についてはクラウドサービスであり、発令判断に必要な気象・雨量・河川情報等の外部情報に加え、現場からの被害状況・画像等についてもインターネット経由で収集・連携する構成と認識しております。 これらを踏まえ、必要な機能・性能・セキュリティ及び災害時の継続利用性を満たす場合、構築方式をオンプレミスに限定せず、クラウド方式による提案も可との認識でよろしいでしょうか。	仕様書の通りとします。 オンプレミスとすることで、インターネットが利用できない状況下でも、過去の情報を閲覧・確認し、発令判断の基準とすることを想定しています。

令和8年11月20日

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
14	発注仕様書P13 第3章 必要機能 第7節 屋外拡声子局設備 1.屋外拡声子局装置(アンサーバック機能有り)⑫	第7節屋外拡声子局設備1,屋外拡声子局装置⑫について、既設モータサイレンへの連携にあたり、機器仕様書および接続に関する技術資料をご開示いただけますでしょうか。	機器仕様書等については、受注者に開示します。 なお、モーターサイレンは阪国電機製です。
15	発注仕様書P16 第3章 必要機能 第9節 遠隔制御装置 2.モバイル端末型遠隔制御装置(地区遠隔制御装置)③	第9節「遠隔制御装置」2.「モバイル端末型遠隔制御装置(地区遠隔制御装置)」③に「自動で承認する機能を付加すること」とありますが、無線従事者に相当する権限を付与された利用者が放送登録した場合に限り、親局側での追加承認を不要として放送できる機能、との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
16	発注仕様書P21 第5章 機器仕様 第1節 親局設備 12.J-ALERT装置(全国瞬時警報システム) ②J-ALERT自動起動装置	12「J-ALERT装置(全国瞬時警報システム)」②「J-ALERT自動起動装置」の装置仕様につきまして、J-ALERT自動起動装置はメーカーごとに装置構成や制御方式は異なるものと考えます。J-ALERTとの連動機能や自動起動機能等、本仕様書で求められる機能を満足し、かつ他自治体において運用実績を有し支障なく稼働しているシステムについては、同等品として提案可能との認識でよろしいでしょうか。	本仕様書で求める機能を満足していれば、同等品として認めます。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
17	発注仕様書P23 第5章 機器仕様 第1節 親局設備 17.避難所管理システム	第1節「17.避難所管理システム」について、第4章「使用機器一覧表」に該当する機器の記載が見受けられません。 つきましては、避難所管理システムに必要となる機器（マイナンバーカードリーダー）の数量（必要台数）をご教示いただけますでしょうか。	本工事において避難所管理システムは導入しませんので、発注仕様書の誤記です。 発注仕様書P23「17.避難所管理システム」を発注仕様書から削除します。 また、発注仕様書P9「第18項ミーティングディスプレイ②」について、以下の通り読み替えるものとします。 （変更前） ②防災情報集約装置や避難所管理システムで収集した情報、… （変更後） ②防災情報集約装置で収集した情報、…
18	発注仕様書P30 第5章 機器仕様 第7節 戸別受信機設備 3.遠隔開錠キーボックス①	第7節「戸別受信機設備」3.「遠隔開錠キーボックス」①について、当社が提案する遠隔開錠キーボックスは、避難所施設内でも放送内容を確認できるよう、戸別受信機をキーボックスの筐体内に内蔵せず、室内に別途設置する構成を想定しております。 また、この構成とすることで、戸別受信機用の電源工事も不要となります。 つきましては、戸別受信機を遠隔開錠キーボックスの筐体内に内蔵せず、室内に別置きする構成についてもお認めいただけますでしょうか。	本仕様書に記載の機能を満足していれば、設置方法・場所、構成については指定しません。 ただし、労務費及び材料費等の追加費用は認めません。
19	ー	アナログ戸別受信機及びアナログ戸別受信機向けの再送信子局の撤去時期の記載が見受けられないのですが、いつ頃を想定されていますでしょうか。	アナログ戸別受信機及びアナログ再送信子局については、令和10年4月から段階的な撤去を行い、完全運用停止は令和11年3月とします。
20	発注仕様書P2 第1章 総則 第10節 官公庁への手続き	新規周波数に対して 設置計画書は提出済みでしょうか。 提出済の時、周波数の内示は東海総合通信局より通知を受け取っていますでしょうか。	設置計画書は受注者が作成し東海総合通信局に提出する書類です。なお、設置計画の概要書は東海総合通信局に提出済みです。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
21	発注仕様書P5 第2章 指定事項 第1節 機器等に関する指定事項 4.耐風速	既設柱において4連30Wのスピーカが4つつくところがありますが、事前に強度計算は実施しておりますでしょうか。 地域風速でなく、最大瞬間風速での仕様記載ですので、既設鋼管柱にて仕様が満たせているかを危惧しています。	強度計算は実施しています。 なお、発注仕様書P5第1節4.耐風速における『鋼管組立柱 60m/sec』は誤記ですので、以下の通り読み替えるものとします。 (変更前) 鋼管組立柱　最大瞬間風速　60m/sec (変更後) 鋼管組立柱　地域風速　　34m/sec
22	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 3.システム切替時の留意事項	アンサーバックにつきまして、現状取得している警報全種類「停電、拡声動作異常、サイレン異常、ドア開閉、送信機警報、受信機警報」を取得し、操作卓に表示すると言う認識でよろしいでしょうか。	警報全種別を、親局設備内(操作卓に限定しない)で表示してください。
23	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 3.システム切替時の留意事項	新旧設備の併用運用期間中は、既設操作卓を使用し続けてよろしいでしょうか。	新旧設備の併用運用とは、親局及び中継局の送受信装置の併用運用を意味します。併用運用期間に移行した時点で既設操作卓は撤去するものとします。
24	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 4.システム切替期間中の保守	既設設備であるアナログ戸別受信機向け再送信子局及びアナログ戸別受信機につきましても、受注者の責務において1次保守対応を含む保守管理も実施し、本工事の整備費見積に含むという解釈でよろしいでしょうか。	一括した保守管理とは、障害発生時の不具合箇所特定を指します。 特定の結果、既設設備の不具合であれば発注者にて対応を行い、新設設備に不具合があれば受注者にて対応を行うものとします。
25	発注仕様書P7 第3章 必要機能 第2節 親局設備 2項	「これまで通りの放送種別(緊急一括、一括、全てのグループ)」の調査は受注者の責務によって調査し、工事開始前に監督員に承認いただいたうえ、作業を進めるという認識でよろしいでしょうか。 また、調査の結果「緊急一括、一括」以外の放送種別が既設使用されていた場合、それも踏襲して運用するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
26	発注仕様書P7 第3章 必要機能 第2節 親局設備 2項	「これまで通りの放送種別（緊急一括、一括、全てのグループ）」で緊急放送を行うために、既設で使用している音源の調査も受注者の責務によって調査し、工事開始前に監督員に承認いただいたうえ、既設音源データを移行して作業を進めるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
27	発注仕様書P7 第3章 必要機能 第2節 親局設備 2項	既設アナログ再送信子局の不具合時、不具合対象子局が特定できるよう、アンサーバックで警報を返す機能は更新期間中も継続使用するという認識でよろしいでしょうか。	継続使用が可能な場合はそのように対応するものとしますが、対応が困難な場合は、受注後の協議事項とします。
28	発注仕様書P9 第3章 必要機能 第2節 親局設備 13.地図表示盤⑤	地図画面上で子局のアイコンをクリックする方法に限らず、操作卓の子局設定画面から、子局ごとの現在の音量、アラーム履歴、蓄電池の交換時期等の情報を登録・参照できる形でもよいでしょうか。	本仕様書で求める機能を満足していれば、同等品として認めます。
29	発注仕様書P10 第3章 必要機能 第3節 防災情報自動配信装置 5項	LINEにつきまして、志摩市既設画面を構築された業者様がいると思います。 構築業者様と連携を行う必要がありますので、ご連絡先をご教示頂けないでしょうか。	LINEリッチメニュー提供事業者については、令和8年度中の変更を予定しており現時点では未定です。
30	発注仕様書P15 第3章 必要機能 第9節 遠隔制御装置 2.モバイル端末型遠隔制御装置（地区遠隔制御装置）	モバイル端末型遠隔制御装置（地区遠隔制御装置）は、移行期間中に新旧設備が混在すること、及び屋外拡声子局も新旧設備が混在することが想定されます。 これら全ての混在パターンにおいて、移行期間中全日に「これまで通りの放送種別（全てのグループ）」で放送できることが必須であると考えますが相違ないでしょうか。	地区遠隔制御装置の混在は想定していません。更新期間中も運用停止が発生しないよう、操作卓切替前に、モバイル型遠隔制御装置を設置するなど、受注者に適切な運用方法の提示を求めます。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
31	発注仕様書P25 第5章 機器仕様 第5節 再送信子局設備 1.再送信子局装置 ①構造 及び 発注仕様書P27 第5章 機器仕様 第6節 屋外拡声子局設備 1.屋外拡声子局装置(アンサーバック機能有り) ①構造	想定局数は何箇所になりますでしょうか。また、高い位置に取り付けた際の強度計算は実施済でしょうか。	既設設備において高い位置に設置している子局を対象とするため、強度計算は実施していません。
32	発注仕様書P30 第5章 機器仕様 第7節 戸別受信機設備 3.遠隔解錠キーボックス ①構造 及び 志摩市 同報系防災行政無線 システム構成図(参考)	戸別受信機の設置に関しまして、戸別受信機と遠隔解除キーボックスを同一筐体内でなく別筐体に入れて設置することをお認め下さい。また、システム構成図では屋内に戸別受信機を設置し、遠隔解除キーボックスを屋外に設置する図となっております。設置状況を考慮し、状況に合わせた構成での設置もお認め下さい。	本仕様書に記載の機能を満足していれば、設置方法・場所、構成については指定しません。 ただし、労務費及び材料費等の追加費用は認めません。
33	発注仕様書P32 第6章 工事仕様 第2節 共通事項 10項	既設戸別受信機(デジタル・アナログ)の本体および外部アンテナの撤去・処分は本工事外との解釈でよろしいでしょうか。	外部アンテナの撤去作業費・処分費(運搬費含む)及び既設戸別受信機の処分費(運搬費含む)は本工事に含まれます。一方、既設戸別受信機の撤去作業費は本工事に含まれません。
34	発注仕様書P33 第6章 工事仕様 第5節 機器の設置作業	移行期間中に無線室内及び中継局内に設置する機器につきまして、既設と同室外に仮設置出来るスペースは確保されていますでしょうか。それとも同室内に併設する工事条件になりますでしょうか。	同室内に併設します。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
35	発注仕様書P33 第6章 工事仕様 第5節 機器の設置作業	移行期間中のみで使用する仮設する機器(親局設備関連)につきまして、製造メーカにて新規製造中止と発表している機器を使用してもよろしいでしょうか。	仮設機器に障害が発生した場合に、迅速な障害復旧を行うことを条件に許可します。
36	発注仕様書P33 第6章 工事仕様 第5節 機器の設置作業	建柱工事・撤去工事において、地形により建柱車等の工事車両が進入困難な場合、発生する手作業・足場組立等の特殊工事は別途費用であるとの解釈でよろしいでしょうか。	特殊工事が発生する場合は、受注後の協議事項とします。
37	発注仕様書P33、34 第6章 工事仕様 第8節 保守・運用に関する要求水準 1.保守体制①～④	①～④に記載された全ての保守・障害対応の体制を入札時点で整えたうえで応札することとの解釈でよろしいでしょうか。	工事着手時点までに全ての要件を満たすものとします。
38	発注仕様書P33、34 第6章 工事仕様 第8節 保守・運用に関する要求水準 1.保守体制①～④	①～④に記載された保守・障害対応の体制をご確認いただく書類が入札参加申請書類にはございませんが、どのように証明すればよろしいでしょうか。	工事着手届の提出と同時に要件を満たしていることを示す書類を提出するものとします。
39	発注仕様書P33、34 第6章 工事仕様 第8節 保守・運用に関する要求水準 1.保守体制①②	②の保守実績につきまして、会社全体では実績がありますが、①の条件を満たす営業所等では実績が有りません。お認めいただけますでしょうか。	保守を行う事業者が法人として実績を有していれば、要件を満たしたと認めます。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
40	発注仕様書P33 第6章 工事仕様 第8節 保守・運用に関する要求水準 1.保守体制②	入札参加申請で提出の「機器製造事業者納入誓約書」に記載した製造事業者製デジタル同報系（QPSK）防災行政無線設備の保守実績を有することが必要との解釈でよろしいでしょうか。	「機器製造事業者納入誓約書」に記載した製造事業者製以外であっても保守実績として認めます。
41	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節　その他指定事項 3. システム切替時の留意事項 及び 発注仕様書（別紙1）	既設子局から新規子局への切り替えに伴い発生する、改修・動作試験・東海総合通信局への申請業務・登録点検作業も本工事内で実施する解釈でよろしいでしょうか。	受注者によって施工方法が異なりますので、必要に応じて改修、動作試験、申請業務及び登録点検作業を行ってください。 なお、発注仕様書（別紙1）P2で示している構成図は一例であり、施工方法を指定するものではありません。 工事工程の工夫（アナログ再送信子局は令和10年4月以降に順次撤去する等）による対応を認めます。
42	発注仕様書P14 第3章 必要機能 第7節 屋外拡声子局設備 4.スピーカ設備 ⑥　高性能中型スピーカ2 及び 発注仕様書P29 第5章 機器仕様 第6節 屋外拡声子局設備 4.スピーカ設備 ⑥　高性能中型スピーカ2	屋外拡声子局設備 4.スピーカー設備 6 高性能中型スピーカ2 「出力音圧121dB以上」 屋外拡声子局設備 4.スピーカー設備 6 高性能中型スピーカ2 「出力音圧120dB以上」 と記載がありますが、「出力音圧120dB以上」での機器選定でもよろしいでしょうか。	発注仕様書P14　4.スピーカ設備　⑥高性能中型スピーカ2における「出力音圧121dB以上」については、誤記のため以下の通り読み替えるものとします。 （変更前） 121dB以上 （変更後） 120dB以上
43	ー	工期内各年度、出来高の予定金額及び構築計画をお教えください。	受注後の協議事項とします。
44	ー	離島設置子局施工時に 機材運搬船及び重機運搬船の利用がかなり必要と思われます 運搬に関わる費用については別途協議可能でしょうか。	離島に設置の子局の鋼管柱は再利用する計画のため、運搬費は共通仮設費の範囲（標準的な工事）とします。 ただし、必要に応じて受注後の協議事項とします。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
45	―	既設子局について車両及び重機が使用できない子局が数カ所あると思います。標準的な工事以外の場合、別途協議での扱いと解釈してもよろしいですか。	特殊工事が発生する場合は、受注後の協議事項とします。
46	―	施工前の住民様、区長様への御挨拶・説明等についてはご発注者様での対応と解釈でもよろしいでしょうか。	技術的な説明を要する可能性があるため、受注者の同席を求める場合があります。
47	発注仕様書P5 第2章 指定事項 第1節 機器等に関する指定事項 4.耐風速	鋼管柱、コンクリート柱検討について風速60m/s 基準となっています。 通常、地域風速での 計算基準と思われますが発注図面記載以上の基礎サイズ、機材選定の計算結果が 出た場合、協議対象として 別途対応可能でしょうか。	発注仕様書P5第1節4.耐風速における『鋼管組立柱 60m/sec』は誤記ですので、以下の通り読み替えるものとします。 (変更前) 鋼管組立柱　最大瞬間風速　60m/sec (変更後) 鋼管組立柱　地域風速　　34m/sec
48	―	アナログ再送信の停止予定時期についてご教示ください。	アナログ戸別受信機及びアナログ再送信子局については、令和10年4月から段階的な撤去を行い、完全運用停止は令和11年3月とします。
49	―	アナログ再送信停止時期までの試験として「一卓運用、新波運用、情報配信機能新波での基地・中継・再送信の構築」「既設 操作卓機能の新卓継承」及び「運用確認 」を完了している必要があると思われます。 運用説明等考慮し、切り替え半年以上前には環境を整えておくべきという解釈でよろしいでしょうか。	受注者の責任において、運用に支障の無い状態で切り替えを実施すれば、工事工程については指定はありません。
50	―	アナログ再送信の停止について 住民様への周知及び説明は発注者様による作業と解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
51	―	空中線柱について、現在はコンクリート柱を選定いただいておりますが、運搬・耐久性など考慮し、現場状況を確認した上で現場に適合するようであれば鋼管柱への仕様変更を行っていただくことは可能でしょうか。	仕様書の通りとします。
52	―	機材搬入先として発注者様での機材保管、スペースの確保は可能でしょうか。 工事部材及び撤去品等、広大なスペースが必要となる懸念がございます。機材を一括で管理、又は分割して管理できる場所などの確保をご依頼することは可能でしょうか。	工事費には機器の適切な管理に要する経費を含みますので、機器等の管理場所は受注者にて確保するものとします。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
53	ー	既設分電盤の改修に伴い、移動系設備も停止する場合があります。移動系設備のメーカーと保守先ご教示ください。	既設分電盤の改修は計画していません。 なお、移動系設備等の停止が必要となる場合、発注者と協議の上対応することとします。
54	ー	現地搬入・搬出等、工事場所に応じて困難な場合、又は通常工事以上に工数が必要な場合、特殊重機等必要する場合の費用、工数等については別途協議の解釈でよろしいでしょうか。	特殊工事が発生する場合は、受注後の協議事項とします。
55	ー	建柱場所の土地利用交渉は地主様と協議済みでの解釈でよろしいでしょうか。	建柱場所の確定は、受注後の協議事項とします。
56	ー	既設障害対応については落札者で一次対応とし、切り分けできた機材の修理、対応等は別途費用との解釈でよろしいですか。	一括した保守管理とは、障害発生時の不具合箇所特定を指します。 特定の結果、既設設備の不具合であれば発注者にて対応を行い、新設設備に不具合があれば受注者にて対応を行うものとします。
57	ー	契約後、新設機材及び既設設備保守管理として 24時間、365日対応できる体制を整えておくとの解釈でよろしいでしょうか。 この場合、施工体制表へ保守体制の記載を行い承認を得るとの解釈でよろしいでしょか。	一括した保守管理とは、障害発生時の不具合箇所特定を指します。 なお、施工体制表とは別途、工事着手届の提出と同時に保守体制に係る書類を提出するものとします。
58	ー	契約後、既設設備の申請資料はいただける解釈でよろしいでしょうか。	既設設備に係る申請資料等が必要な場合は、受注者に貸与します。
59	ー	既設 戸別受信機設置数についてご教示ください。 既設戸別受信機の撤去について本事業外との解釈でよろしいでしょうか。	既設戸別受信機は約20，000台です。 なお、既設戸別受信機の処分費（運搬費含む）は本工事に含まれますが、既設戸別受信機の撤去作業費は本工事に含まれません。
60	ー	親局設備・中継局設備について既設設備と一時併設により、電波が混信する可能性があります。 混信対策フィルタが必要な場合は別途協議との解釈でよろしいでしょうか。	混信対策フィルタが必要となる場合は、受注後の協議事項とします。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
61	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 4.システム切替期間中の保守	保守費用について、ご教示ください。発注仕様書にて、以下の記載がございます。 ＜発注仕様書 記載事項＞ 受注者は本工事履行期間（システム切替期間）中の保守について、本工事の契約締結以降は受注者の責務において、流用設備を含む既設設備と今回更新する設備を一括して保守管理すること。なお、これらの体制構築等に要する費用は、全て本工事の整備費見積に含めることとするが、既設設備の修理に係わる費用については、志摩市にて負担する。 ＜質問事項＞ ①本工事の履行期間中とございますが、新設設備の設置前（新旧設備の並行運用前）においても受注者による既設設備の保守となるのでしょうか。 ②保守管理ですが、故障発生時の駆け付け保守のみを想定すれば宜しいでしょうか。定期点検などの定期業務も含まれている場合、実行価格の算定の為に条件明示を希望いたします。	①工事着手時点から、受注者による一次保守対応(障害発生受付及び障害原因の切り分け)を実施してください。 ②定期点検等の定期業務は含みません。
62	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 3.システム切替時の留意事項	3.システム切替時の留意事項として、「新システムへの移行に際しては、防災行政無線の完全停止期間が発生しないよう無停止で切り替えること。また、新旧設備の併用運用期間中は、1 回の操作で新旧両システムに対し同時に放送が行えることとし、旧システムのアンサーバックについても取得可能とすること。」と記載ございますが、方法については各メーカー手法が異なることから、1 回の操作で新旧両システムに対し同時に放送が行え、旧システムのアンサーバックについても取得可能であれば制御方法は問わないと解釈してよろしいでしょうか。	本仕様書に記載の機能や切り替え方法等を満足していれば、制御方法は指定しません。ただし、併用運用期間に移行した時点で既設操作卓は撤去するものとします。
63	発注仕様書P10 第3章 必要機能 第3節 防災情報自動配信装置	第3節 防災情報自動配信装置について、既設での連携はなく、新規構築と解釈してよろしいでしょうか。既設で運用中の場合は、業者名をご教示ください。	防災情報自動配信装置は、新規構築であり既設設備は存在しません。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
64	発注仕様書P8 第3章 必要機能 第2節 親局設備 11.自動電話応答装置 及び 発注仕様書P10 第3章 必要機能 第3節 防災情報自動配信装置 1項	「電話応答装置」に対して情報を一括配信とありますが、発注仕様書P8の11.自動電話応答装置にも記載があります。防災情報自動配信装置の「電話応答装置」とは、どのような機能でしょうか。	電話応答装置と自動電話応答装置は同一装置です。
65	発注仕様書P10 第3章 必要機能 第3節 防災情報自動配信装置 1項	「ホームページ」に対して情報を一括配信とありますが、既存のホームページの改修になりますでしょうか。その場合、ホームページ保守業者様の問い合わせ先をご提示いただけますでしょうか。	受注者に開示します。
66	発注仕様書P10 第3章 必要機能 第3節 防災情報自動配信装置 1項	「CATV（MCTV・ZTV）」に対して情報を一括配信とありますが、連携に関する仕様や連携先にかかる費用、または連携先業者様の問い合わせ先をご提示いただけますでしょうか。	受注者に開示します。
67	発注仕様書P14 第3章 必要機能 第7節 屋外拡声子局設備 4.スピーカ設備 ⑥高性能中型スピーカ2 及び 発注仕様書P29 第5章 機器仕様 第6節 屋外拡声子局設備 4.スピーカ設備 ⑥高性能中型スピーカ2	発注仕様書のP29 ⑥ 高性能中型スピーカ 2の出力音圧120dB以上と差異があります。120dB以上の解釈でよろしいでしょうか。 --以下、仕様書記載-- ⑥ 高性能中型スピーカ 2 ・定格入力120W、出力音圧121dB 以上の高性能スピーカであること。	発注仕様書P14　4.スピーカ設備　⑥高性能中型スピーカ2における「出力音圧121dB以上」については、誤記のため以下の通り読み替えるものとします。 (変更前) 121dB以上 (変更後) 120dB以上

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
68	発注仕様書P21 第5章 機器仕様 第1節 親局設備 12.J-ALERT装置（全国瞬時警報システム） ② J-ALERT自動起動装置	弊社が準備する本装置は、LANインターフェースによる制御方式にてJ-ALERTと防災行政無線との自動制御を実現しております。 また総務省消防庁が定める「J-ALERT同報無線自動起動機装置仕様書」にも準拠しており、必要な機能・性能を有しております。 他自治体様にも既に納入実績があり、運用上支障なく動作していることも確認しております。 つきましては、本装置を同等品としてお認めいただけませんでしょうか。 --以下、仕様書記載-- ②J-ALERT自動起動装置 ・シリアル：RS-232C(D-SUB9ピン)x1ポート以上 ・接点音声変換ユニット：制御可能系統数x4以上	本仕様書で求める機能を満足していれば、同等品として認めます。
69	発注仕様書P21 第5章 機器仕様 第1節 親局設備 12.J-ALERT装置（全国瞬時警報システム） ② J-ALERT自動起動装置	J-ALERT設備用の無停電電源装置の停電補償は10分程度を想定しております。停電補償1時間以上はJ-ALERT設備用の無停電電源装置と別の電源装置に供給される解釈でよろしいでしょうか。 --以下、仕様書記載-- ②J-ALERT自動起動装置 ・停電補償：1時間以上（電源装置に接続して）	仕様書のとおり、無停電電源装置にて1時間以上の停電補償を実現してください。
70	発注仕様書P23 第5章 機器仕様 第1節 親局設備 17.避難所管理システム	第 5 章 機器仕様 17. 避難所管理システムについて記載ございますが、第4章使用機器一覧表に記載がございません。避難所管理システムは不要と解釈してよろしいでしょうか。	本工事において避難所管理システムは導入しませんので、発注仕様書の誤記です。 発注仕様書P23「17.避難所管理システム」を発注仕様書から削除します。 また、発注仕様書P9「第18項ミーティングディスプレイ②」について、以下の通り読み替えるものとします。 （変更前） ②防災情報集約装置や避難所管理システムで収集した情報、… （変更後） ②防災情報集約装置で収集した情報、…

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
71	発注仕様書(別紙1)	2ページ目「志摩市 アナログ再送信 更新中の構成図(参考)」戸別受信機(デジタル・QPSK)と記載がありますが、戸別受信機(デジタル・16QAM)ではないでしょうか。	アナログ再送信子局に係る各装置の仕様書等の開示が必要な場合は受注者に開示します。 なお、発注仕様書(別紙1)P2で示している構成図は一例であり、施工方法を指定するものではありません。 工事工程の工夫(アナログ再送信子局は令和10年4月以降に順次撤去する等)による対応を認めます。
72	発注仕様書(別紙1)	2ページ目「志摩市 アナログ再送信 更新中の構成図(参考) 」メッセージBOX XEMB60 アルインコ製はアナログ再送信にセレコール音を送出すると認識しておりますが、送出を遅らせる目的のタイマーは持ち合わせいますでしょうか。	アナログ再送信子局に係る各装置の仕様書等の開示が必要な場合は受注者に開示します。 なお、発注仕様書(別紙1)P2で示している構成図は一例であり、施工方法を指定するものではありません。 工事工程の工夫(アナログ再送信子局は令和10年4月以降に順次撤去する等)による対応を認めます。
73	発注仕様書P4 第1章 総則 第14節 その他 3項	第1章総則第14節 その他 「仕様書に記載されている各機器・装置において必要とされるソフトウェアの調達は、受注者の負担で行うこと。」とありますが、各種利用料(回線利用料・電気料金・ASPサービスランニング費・各種ライセンス費用)も事業者側で負担する認識でよろしいでしょうか。	製品の引き渡し前に発生する費用は受注者負担とします。
74	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第1節 機器等に関する指定事項 6.保守性②	第2章 指定事項　6.保守性 「② 主要な機器については、リモートメンテナンスによって障害の発生等を短時間で把握できること。」とございますが、主要な機器とは親局設備(操作卓や防災情報自動配信装置等)と解釈してよろしいでしょうか。	主要機器は、親局設備、中継局及び再送信子局です。
75	発注仕様書P6 第2章 指定事項 第2節 その他指定事項 4.システム切替期間中の保守	第2章 指定事項　4.システム切替期間中の保守 「流用設備を含む既設設備と今回更新する設備を一括して保守管理すること」とございますが、既設設備側の故障の場合は、受注者にて障害箇所の確認・切分け等の一次対応を行い、修理作業・費用については貴市と既設業者様とで直接ご契約される想定でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
76	発注仕様書P7 第3章 必要機能 第1節 機能の原則 2項	第3章 必要機能　第1節 機能の原則 「ランニングコスト」について確認させていただきます。発注仕様書及びシステム系統図から「モバイル端末型遠隔制御装置（地区遠隔制御装置）」についてはセキュリティ確保のため、閉域網でのキャリア回線契約を想定しております。事業期間中のキャリア回線費用については、事業者側で負担する認識でよろしいでしょうか。	製品の引き渡し前に発生する費用は受注者負担とします。
77	発注仕様書P8 第3章 必要機能 第2節 親局設備 4.操作卓⑨	第3章 必要機能　4.操作卓 「⑨放送の優先順位を設定できること。（モバイル端末型遠隔制御装置から登録されたプログラムが放送中に支所の遠隔制御装置から放送した場合、支所からの放送が優先される等）」とございますが、モバイル端末型遠隔制御装置から登録されたプログラム放送の放送中は、支所でも放送内容をモニターでき、支社からの放送を優先したい場合は、モバイル端末型遠隔制御装置からの放送を強制停止させて割込み放送ができればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
78	発注仕様書P20 第5章 機器仕様 第1節 親局設備 5.音源卓 ①再生可能メディア	第5章 機器仕様　5.音源卓 音源卓については、汎用性や運用時の利便性を考慮し、専用装置ではなくノートPCなどの汎用機に音源編集アプリケーションをインストールし、CD/DVD及びUSB/SDインターフェース等を設けて自由に放送音源を編集できる装置を納入することでお認めいただけますでしょうか。	本仕様書で求める機能を満足していれば、同等品として認めます。
79	発注仕様書P8 第3章 必要機能 13.地図表示盤④	第3章 必要機能　13.地図表示盤 「④ 地図上に音達図を表示できるものとし、表示／非表示が切り替えられること。」とございますが、音達図作成のため、正式契約後に図面11の子局情報一覧表1～6をデータ形式でご提供いただくことは可能でしょうか。	受注者に音達図データ(PDF)を開示します。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
80	発注仕様書P14 第3章 必要機能 第7節 屋外拡声子局設備 4.スピーカ設備 ⑥　高性能中型スピーカ2 及び 発注仕様書P29 第5章 機器仕様 第6節 屋外拡声子局設備 4.スピーカ設備 ⑥高性能中型スピーカ2	第3章 必要機能　4.スピーカ設備 ⑥ 高性能中型スピーカ 2について、P.14では出力音圧121dB以上とございますが、P.29では出力音圧120dB以上となっております。どちらが正しいでしょうか。	発注仕様書P14　4.スピーカ設備　⑥高性能中型スピーカ2における「出力音圧121dB以上」については、誤記のため以下の通り読み替えるものとします。 (変更前) 121dB以上 (変更後) 120dB以上
81	発注仕様書P19 第4章　使用機器一覧表 7.戸別受信機設備 1戸別受信機	第4章　使用機器一覧表 戸別受信機1000台とございますが、遠隔解除キーボックス用連携に用いる50台及び別紙1に示されるアナログ再送信子局との連携に用いる142台も含まれる認識でよろしいでしょうか。仮に上記が1000台に含まれる場合、「工事費積算参考資料」の計上台数1000台との数量に差異が生じますが、予定数量及び設計金額について修正される理解でよろしいでしょうか。	遠隔解除キーボックス用戸別受信機50台は、1,000台とは別計上です。 一方、アナログ再送信子局との連携用戸別受信機は1,000台に含むものとし、アナログ再送信子局との連携に戸別受信機を用いる場合、再送信機撤去後に市に返却することとします。
82	発注仕様書P23 第5章 機器仕様 第1節 親局設備 17.避難所管理システム	第5章 機器仕様　17.避難所管理システム 「17. 避難所管理システム」について、使用機器一覧表や工事費積算参考資料には記載されておりませんが、本調達の対象外と解釈してよろしいでしょうか。	本工事において避難所管理システムは導入しませんので、発注仕様書の誤記です。 発注仕様書P23「17.避難所管理システム」を発注仕様書から削除します。 また、発注仕様書P9「第18項ミーティングディスプレイ②」について、以下の通り読み替えるものとします。 (変更前) ②防災情報集約装置や避難所管理システムで収集した情報、… (変更後) ②防災情報集約装置で収集した情報、…

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
83	発注仕様書P23 第5章 機器仕様 第2節 防災情報自動配信設備 1.防災情報自動配信装置	第5章 機器仕様　1.防災情報自動配信装置 防災情報自動配信装置のASPサービス業者について、ご指定はございますでしょうか。特にご指定がない場合、事業者側で、ランニングコスト・信頼性等を考慮して選定する認識でよろしいでしょうか。	指定しないため、ランニングコスト・信頼性等を考慮し受注者にて選定し、受注後に発注者と協議の上決定するものとします。
84	発注仕様書P23 第5章 機器仕様 第2節 防災情報自動配信設備 1.防災情報自動配信装置 及び 発注仕様書P23 第5章 機器仕様 第3節 防災情報集約設備 1.防災情報集約装置	第5章 機器仕様　1.防災情報自動配信装置 　1.防災情報集約装置 各社見積条件の統一のため、防災情報自動配信装置及び防災情報集約設備について、操作端末(ノートPC端末)についてご教示ください。なお操作端末は、1台で防災情報自動配信装置及び防災情報集約設備の両方を表示・操作することが可能です。	仕様書に記載されている機能を満足し、運用に支障が無ければ、操作端末の仕様は規定しません。 なお、防災情報自動配信装置と防災情報集約装置は別々に使用するため、操作端末も別に用意するものとします。
85	発注仕様書P26 第5章 機器仕様 第5節 再送信子局設備 2.電源接続箱 及び 発注仕様書P28 第5章 機器仕様 第6節 屋外拡声子局設備 3.電源接続箱	第5章 機器仕様　2.電源接続箱、3.電源接続箱 電源接続箱のSPD仕様について、「高性能2段階保護構成」に限定せず、JIS規格に準拠した一般的なタイプⅡの複数段設置など、同等の保護性能を満たす代替設計(同等品)でのご提案をお認めいただけますでしょうか。 高性能2段階保護構成のSPDは特殊メーカ製品で、高性能な落雷対策である一方、保守フェーズにおいて落雷故障時の部品交換に高額な費用と長期間の納期を要する懸念があるためです。将来的な保守性および維持管理コストの観点から、同等の保護性能を担保できる一般的な代替方式も許容いただけないでしょうか。	仕様書の通りとします。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
86	発注仕様書P30 第5章 機器仕様 第7節 戸別受信機設備 1.戸別受信機	第5章 機器仕様　1. 戸別受信機 戸別受信機は、乾電池も含めて納入する認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
87	発注仕様書P32 第6章 工事仕様 第2節 共通事項 10項	第6章 工事仕様　第2節 共通事項 「本工事において不要となった既設設備および作業期間中発生した廃材、残材の解体・撤去・処分（産業廃棄物マニフェストの発行等）は、全て受注者の責任において、受注者の負担にて適切に行うこと。」とございますが、環境負荷低減およびリサイクル促進の観点から、撤去物のうちバッテリや空中線柱などの「有価物」については、産業廃棄物として処分するのではなく、受注者にて適切な業者へ売却（有価物引取）等を行ってもよろしいでしょうか。	仕様書の通りとします。
88	発注仕様書P32 第6章 工事仕様 第2節 共通事項 11項	第6章 工事仕様　第2節 共通事項 「搬入品の現地保管」について確認させていただきます。 機器等の搬入にあたり、庁舎内の空きスペースや貴市所有の公共施設（遊休施設等）を保管場所として借用させていただくことは可能でしょうか。	受注後の協議事項とします。
89	発注仕様書（別紙1）	アナログ再送信子局との接続費用の精度向上のため、アナログ再送信子局のLEDライトセンサー色が何色かご教示いただけますでしょうか。	緑色です。
90	ー	本事業の引渡し時期について確認させていただきます。 年度毎に完成した範囲の部分引渡しは行わず、最終年度の完了時に全体の完成検査を受け、一括して引渡しを行うという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
91	図面	設計図の子局一覧表で、アナログ再送信対応142か所の対象局がどこなのかが記載されていないので、それは入札後に一覧表をご提示いただけますでしょうか。	受注者に開示します。

番号	図面番号等	質　問　事　項	回　答
92	図面	設計図の配置パターン図に、アナログ再送信対応の既設流用筐体の大きさや配置場所などがありません。現在の構成図と更新後の構成図（参考）は別紙で示されていますが、現在のアナログ再送信子局の筐体の大きさ（縦×横×高さ）及び内部の戸別受信機の大きさ（縦×横×高さ）及び対応にあたり現在の空きスペースなどがわかる資料はご提示いただけますでしょうか。	受注者に開示します。
93	図面 及び 発注仕様書（別紙1）	アナログ再送信子局にあたり、既設アンテナを流用となっているため、アンテナは新設アンテナと既設アンテナの2本になるということでしょうか。その際の配置図パターンには記載ありませんでしたが、既設柱流用時は強度上問題ない認識でよかったでしょうか。	アナログ再送信子局に係る各装置の仕様書等の開示が必要な場合は受注者に開示します。 なお、発注仕様書（別紙1）P2で示している構成図は一例であり、施工方法を指定するものではありません。 工事工程の工夫（アナログ再送信子局は令和10年4月以降に順次撤去する等）による対応を認めます。
94	発注仕様書P33 第6章 工事仕様 第8節 保守・運用に関する要求水準 1.保守体制	「本システム運用開始後の安定稼働に向け、24 時間365 日の受付体制を構築すること」と記載がございますが、完成引き渡し後の保守に係る体制や費用については本工事とは別途という認識でよろしいでしょうか。また、工事期間中の既設機器の保守についても別途と考えてよろしいでしょうか。	一括した保守管理とは、障害発生時の不具合箇所特定を指します。 特定の結果、既設設備の不具合であれば発注者にて対応を行い、新設設備に不具合があれば受注者にて対応を行うものとします。
95	発注仕様書P20 第5章 機器仕様 第1節 親局設備 5.音源卓 ②再生可能フォーマット	第1節「親局設備」5.「音源卓」②の再生可能フォーマットについて、MP4形式が指定されておりますが、MP4は一般的に動画や音声を格納するファイル形式であると認識しております。また、仕様書に記載されている音源卓についても、特定メーカー独自の仕様に基づくものと認識しております。 防災行政無線では、一般的にWAVやMP3などの音声ファイル形式が使用されており、これらの形式で運用上支障はないと考えます。 つきましては、MP4形式の指定を削除し、WAV、MP3およびWMA形式での運用を認めていただけますでしょうか。	ご指摘の通り、運用上MP4形式は必ずしも必要ないため、発注仕様書P20 第1節「親局設備」5.「音源卓」②の再生可能フォーマットについては、WAV、MP3及びWMAの3形式以上に対応が可能であれば、仕様を満たしていると認めます。